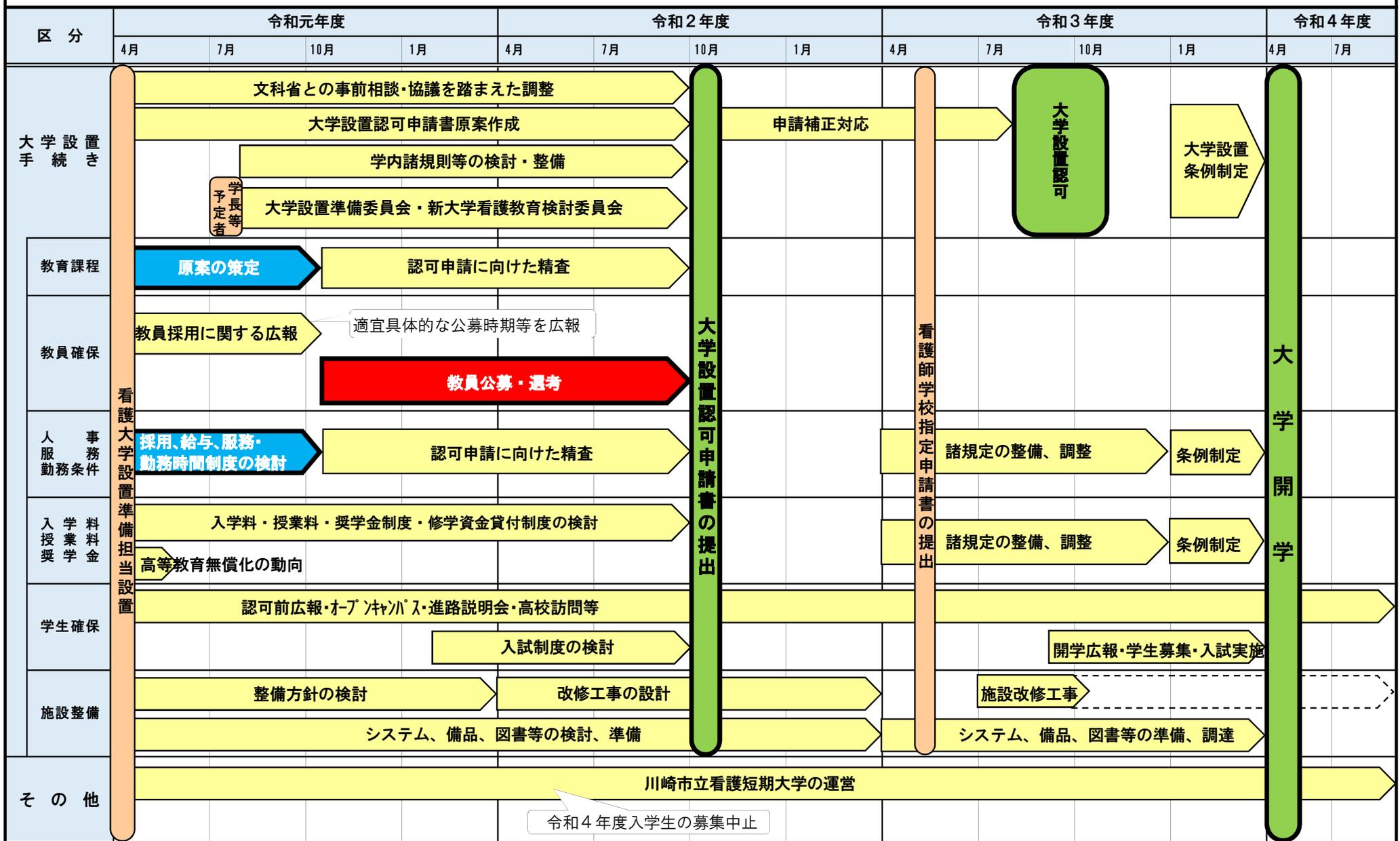


大学開学に向けた主なスケジュール



※進捗状況を踏まえ、適宜、議会に報告してまいります。

資料 5

平成31年3月28日

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

所 属	川崎市立看護短期大学
職 位	准教授 (教員)
年 齢	59歳
性 別	男性
処分内容	停職3月
処分理由	<p>当該教員は、川崎市立看護短期大学教員に交付される研究交付金（以下「交付金」という。）を用いて、次の2件の学会等に参加したい旨の旅行（出張）命令の申請を上司に行い、その承認を受け、その後、それら旅行（出張）を実施した旨の復命を行ったが、実際には参加していなかった。</p> <p>1 平成29年12月16日、17日に宮崎県内で開催された倫理学の学会 2 平成30年2月12日に熊本県内で開催された倫理の公開講座</p> <p>また、1の宮崎での倫理学の学会について、平成30年6月に主催者に対して参加費として、現金を普通郵便で郵送し、その領収書を要求するなど、未実施の出張を隠蔽しようとする工作を行った。</p> <p>2の熊本での倫理の公開講座については、事前に主催者に対し公開講座に参加できないことをメールで伝え、併せて公開講座の資料の提供を求め、その資料を旅行（出張）復命の際に用い、未実施の出張をしたように偽った。</p> <p>なお、2件にかかる交付金は、その後の市の返還命令に基づき返還された。</p> <p>これらのほかにも、当該教員は、平成30年度において、上司に無断で5回勤務を欠いたほか、4回にわたり上司に無断で出張し、それら復命も行わなかった。</p> <p>これらのことは、常に高い行為規範をもめられる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者として、教育公務員としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	平成31年3月28日
学長（坂元 昇 さかもと のぼる） のコメント	<p>社会の信用と付託を受けて高等教育を行う使命を担う大学の教員が、上司への虚偽報告や無断で勤務を欠くなどの行為を行ったことは誠に遺憾であり、本学学生、保護者、臨地実習協力施設、他大学、学会等、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、服務規律の徹底を図り、不祥事防止の徹底と信頼の回復に全力で取り組むとともに、学生への心のケアを含めた対応を、教員一同、しっかりと行ってまいります。</p>

<問い合わせ先>

川崎市立看護短期大学事務局長 田中

044-587-3500

資料6

市立看護短期大学教員の懲戒処分に至るまでの経過等

年 月	対象教員の行為等	市立看護短期大学の対応	
		研究交付金関係	出勤関係
平成29年12月16・17日	倫理学会開催（宮崎） → 後日、旅行報告（復命書）書を提出		
平成30年2月9日	倫理学公開講座開催（熊本） 主催者に対して、出席できない旨を伝え、郵送による資料を請求	→ 6月～10月の調査において事実（隠蔽工作）を確認	
同年2月12日	倫理学公開講座開催（熊本） → 後日、旅行報告（復命書）書を提出		
同年2月下旬		・熊本旅行報告（復命）書への公開講座配布資料の添付を指示	
同年3月上旬		・熊本旅行実施報告書に添付された資料に不足などがあったため、熊本旅行の実施についての疑義が発生 ・復命済みの宮崎旅行の実施について、改めての事実確認を開始	
同年3月中旬 ～4月下旬		・宮崎・熊本両旅行を実施した資料（航空券半券、宿泊先領収書等）の提出の指示 → 未提出	
同年5月～ 平成31年3月		・弁護士との法律相談	
同年6月	倫理学会開催（宮崎）主催者への現金の郵送等	→ 6月～10月の調査において事実（偽装）を確認	
同年6月～10月		・学会及び公開講座主催者への事実確認 ・他の旅行案件についての調査 ・他大学における処分事例等の調査	
同年4月 ～平成31年1月	・上司に無断で勤務を欠く（5回）。		・上司による対象教員への聴き取り・指導
同年7月 ～平成31年1月	・上司に無断で出張し、復命も行なわなかった（4回）。		・上司による対象教員への聴き取り・指導
平成31年1月～3月		・学内・庁内関係部局において、調査結果、弁護士の助言・見解等を踏まえた処分の詳細に関する検討	
同年2月～3月		・対象教員への陳述の機会の付与に関する手続	
同年3月28日		・対象教員に対する懲戒処分の実施	

懲戒処分に係る状況について

- 1 学生・保護者への対応など
 - ・ホームページへの資料掲出（3月28日）
 - ・学生と保護者に対する説明・謝罪（4月4日）

- 2 保護者等からの意見など
 - ・説明後、メール・電話による意見を受理
 - ・内容…「処分が軽すぎるのではないか」、「復職後に教員が授業を行うことは納得いかない。」

- 3 授業について
 - ・現在、他の教員が実施
 - ・今後、保護者からの意見等を踏まえ対応を検討

- 4 その他
 - ・全教職員に対して綱紀粛正の確保と学生のメンタルケアの実施を徹底
 - ・当該教員の復職後、服務規律の確保の徹底